

支給対象となる方（転居費用補助）

支給申請時に次のすべての要件に該当する方が対象となります。

また、下記の「基準額」は世帯人数によって異なります。

1. 世帯収入が著しく減少した月から2年以内であること。
2. 申請する月の日において、主な生計維持者であったこと。
3. 世帯員の死亡、または本人や世帯員の離職・休業等により世帯全体の収入が減少し、住宅を喪失、または喪失するおそれのあること
4. 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の収入の合計額が、基準額と家賃額（上限あり）を合算した額以下であること。
5. 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
6. 国や地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者も申請者と生計を一にする同居の親族も受けていないこと。
7. 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が暴力団員でないこと。
8. 生活・就労相談窓口における自立相談において、家計の改善のために、転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

基準額とは、町田市民税均等割が非課税となる所得額を収入額に換算し、12分の1を乗じて得た額をいいます。